

【提出先】直接カネカ健康保険組合（株式会社カネカ 大阪本社内）へご提出ください。

記入見本

常務理事	事務長	係	係
------	-----	---	---

70歳未満の方は、医療機関の窓口に「限度額適用認定証」を「健康保険証」と共に提示すると、医療費が高額になった場合も窓口負担額を高額療養費自己負担限度額までですませることができます。高額療養費の自己負担限度額は被保険者の収入により異なるため、健康保険組合で「限度額適用認定証」を発行します。（70歳以上の方は「高齢受給者証」により適用区分が確認されています。）

認定証を持参しなかった場合は、従来どおり、窓口で3割（小学校入学前2割）を負担し、後日健康保険組合より、高額療養費の払い戻しを受けます。（健保への請求は不要です）

健康保険限度額適用認定申請書

健康保険証の 記号・番号	記号	1000	事業所の名称	株式会社カネカ		
	番号	7777777	所属	高砂工業所 ○グループ●チーム		
被保険者	氏名	鐘化 健太郎				
	生年月日	昭和 平成	45年 8月 19日			
適用対象者	氏名	鐘化 康子	被保険者との続柄	妻		
	生年月日	昭和 平成 令和	性 別	男 ・ 女		
	住所	兵庫県高砂市・・・				
[更新の場合] 現在の認定証の有効期限			平成・令和	年	月 日	
被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄に記載してください。（マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。）			マイナンバー記載の場合は、別途 確認書類のご提出が必要になります のでご注意ください。			
備考欄						
<input checked="" type="checkbox"/> 本申請書の提出を事業主へ委任します（委任する場合は <input checked="" type="checkbox"/> ）。			事業主経由で提出する場合は、口 にチェックが必要です。			

令和 3年 7月 5日提出

「限度額適用認定証」は、健康保険組合において申請書を受け付けた月の初日から、最長1年間での発行になります。但し、「限度額適用認定証」の発効日にかかわらず、医療機関への提示が翌月になった場合は、当月は医療機関における限度額は適用されず、3割（小学校入学前2割）を窓口負担していただくことになります。

有効期限経過後も引き続き必要な場合、被保険者の標準報酬月額の変更に伴い適用区分が変更になった場合（健康保険組合から連絡します）は、再度申請が必要です。

「限度額適用認定証」は、有効期限に達した場合、標準報酬月額の改定により適用区分が変更になった場合、被保険者及び被扶養者の資格を喪失した場合、70歳に達する月の翌月に至ったとき、不要になった場合はカネカ健保へご返却ください。

【限度額適用認定証を使用すると・・・】医療費総額1,000,000円 標準報酬月額28万円～50万円 3割負担の場合

	窓口支払額	健保から保険医療機関等への支払額	健保から被保険者へ払い戻される額
限度額適用認定証を使用した場合	87,430円	912,570円	62,400円
		療養の給付700,000円＋高額療養費212,570円	付加給付62,400円
限度額適用認定証を使用しなかった場合	300,000円	700,000円	274,970円
		療養の給付700,000円	高額療養費212,570円＋付加給付62,400円

※健保払い戻し後の最終的な被保険者の負担額は、いずれの場合も25,030円になります。